

1 アウトオブバウンズと境界

- (1) アウト・オブ・バウンズの境界は白杭をもって標示する。 規則18.2
- (2) 現にプレーするホールの白杭を結ぶ線の内側を越えて他の区域に止まった球は他のホールではインハウスになるコースの区域に止まってもアウトオブハウスである。

2 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）

規則 16

- (1) 修理地の区域は青杭または白線をもって標示する。
- (2) 次の物は動かさない障害物とみなす。
集水枡、排水溝、側溝、ベンチ、表示板、茶屋、ネット(網)、
舗装された道路、タフロード、歩経路の階段、電磁誘導カートレール
固定スプリンクラーヘッド、フェアウェイ用ヤーデージ盤、支柱
- (3) 桜島コース8番左側のネット、及び霧島コース7番の右サイドのネットは次ホールプレーヤー保護の為の防球ネットであり、支柱と共に動かさない障害物である。
- (4) 電磁誘導カートレールの2本のコンクリート軌道は全幅をもって1つのカート道路とみなす。
- (5) ハンカー内の流水跡 ローカルルールのひな型「F-1」
ハンカー内の流水跡となった区域は修理地とみなす。
上記(1)～(5)は完全な救済を受けなければならない。 (2打罰)

3 球を拭くこと

ローカルルールのひな型「E-2」

ジェネラルエリア内の芝を短く刈り込んだ区域では、球を罰なしに拾い上げて拭くことができる。但し、その球は元の箇所にリプレイスしなければならない。

4 「ストロークと距離の救済」の代替

ローカルルールのひな型「E-5」

桜島コース1番でOB又は紛失の球はこの代替処置を受けることができる。
尚、この代替処置はクラブハウス内に掲示する。但し「朱書き競技」を除く。

5 練習

ローカルルールのひな型「I-2」

2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。
・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う
・終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすこと
によってパッティンググリーン面をテストする。
ハーフターンの後指定練習場での練習は前の組に遅れがなければ許される。

6 その他

- (1) グリーン上ではパター以外のクラブは使用してはならない。 (2打罰)
- (2) 次のホールにおいて第1打がOBの場合は、朱書競技及び運営委員会が特に定めた競技を除き前方の特設ティーよりプレイング4にてプレーしなければならない。但し、桜島コース8番は、プレイング3とする。
桜島コース 7番、8番
霧島コース 3番
祁答院コース 2番、8番
- (3) このローカルルールの変更又は追加は、随時クラブハウス内に掲示し、その日から効力を発行する。
- (4) 競技規定及びローカルルール以外は全て（財）日本ゴルフ協会（JGA）規定のルールによる。